

奈良県告示第三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、上品寺土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十一年四月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の名、氏名及び住所

理事	増田 金治	橿原市上品寺町六九
〃	森岡 省悦	〃
〃	村井 彦文	〃
〃	林 弘	〃
〃	上田 長守	〃
監事	森岡 一起	〃
〃	吉田 元昭	〃

二 就任役員の名、氏名及び住所

理事	増田 金治	橿原市上品寺町六九―三
〃	森岡 省悦	〃
〃	吉村 元照	〃
〃	西本 賢一	〃
〃	松吉 徹也	〃
監事	森岡 一起	〃
〃	吉田 富一	〃